

手続きの流れ

①利用する見守りサービスの決定

- ・ 本パンフレット中面に掲載している見守りサービスの中から、利用するサービスと事業者を選んでください。

②費用助成の申請および決定

- ・ 窓口または市ホームページに掲載している申請書類に必要事項を記入し、高齢福祉課に提出してください。
- 市は申請内容を審査し、助成の可否について郵送にて申請者にお知らせします。

③サービス提供事業者との契約

- ・ 市から助成決定通知書が届いたら、①で選択した事業者と直接契約を行ってください。

④助成金(初期費用分)の振込

- ・ 機器設置後に事業者から市にサービス利用開始のお知らせ(契約書の写し)が送付されます。
- 市は契約書の写しを確認後、助成金(初期費用分:上限 15,000 円)を振り込みます。

⑤助成金(月額料金3カ月分)の振込

- ・ サービスの利用開始から3ヶ月経過後に、事業者から市にお客様のサービスの利用状況についての確認書類が提出されます。
- 市は書類確認後、助成金(月額料金 3 カ月分:上限 3,000 円/月)を振り込みます。
※サービスの利用期間が 3 カ月に満たない場合は、事業者請求額に準じて助成額を決定します。

<申請・問い合わせ先>

塩竈市 福祉子ども未来部 高齢福祉課 高齢者支援係
住所:塩竈市本町 1-1(壱番館 1 階) 電話:022-364-1204



←申請書はホームページからダウンロードができます。

URL: <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/soshiki/12/24716.html>



★現在、あんしん見守りサービスの助成を受けた方に、配食サービスの無料券をお渡ししています。ぜひお試しください。

ひとりぐらしの高齢者に安心を

高齢者あんしん見守り支援事業

塩竈市では、ひとり暮らし等の高齢者の日常生活の不安を軽減し、引き続き安心してお過ごしいただくため、民間事業者が提供するセンサーや通報機器などの Iot を活用した見守りサービスを利用する方を対象に、費用の助成を行います。



助成額

- ・機器設置費等の初期費用(上限:15,000 円)
- ・月額料金3ヵ月分(上限:1 カ月当たり 3,000 円)

助成対象

- (1)65 歳以上のひとり暮らしの方
 - (2)65 歳以上のふたり暮らしで、ふたりの内いずれかが要介護・要支援認定を受けている方
 - (3)ひとり暮らしで身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する方
- 次のいずれかに該当する場合は、同居人がいる方も対象とします
- ・同居人が身体障害者、疾病若しくは高齢のため身体が不自由である場合
 - ・同居人が就労若しくは修学により不在となる場合

※下記施設入所(入居)者は対象外です。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護

塩竈市
福祉子ども未来部高齢福祉課